

基 発 0126 第 2 号
令和 3 年 1 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(令和 3 年厚生労働省令第 12 号。以下「再改正省令」という。)が令和 3 年 1 月 26 日に公布され、同日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

労働者の溶接ヒュームへのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 89 号。以下「特化則等改正省令」という。)が令和 2 年 4 月 1 日に公布され、原則令和 3 年 4 月 1 日から施行されるが、公布後の状況の進捗により、特化則等改正省令を再度改正することとしたこと。

また、特化則等改正省令及び粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 128 号。以下「粉じん則等改正省令」という。)で新たに記録及び保存することとされた測定結果等について、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 44 号。以下「e-文書省令」という。)を改正し、電磁的記録により作成及び保存することができることとしたこと。

2 改正の概要

- (1) 特化則等改正省令附則第 2 条(経過措置期間中の測定結果等の記録及び保存)関係

特化則等改正省令附則第2条に第2項を新設し、同条の経過措置期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間）中に金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行った場合、その測定結果等の記録及び保存を義務付けることとしたこと。

(2) 特化則等改正省令附則第3条（呼吸用保護具の適切な装着の確認）関係

特化則等改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「新特化則」という。）第38条の21第2項に規定する屋内作業場について、同条第7項の規定による、労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認等に関し、令和4年3月31日まで適用しないとしていたところ、令和5年3月31日まで適用しないこととする

(3) e - 文書省令（電磁的記録による作成及び保存）関係

以下の①～③の測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録により作成及び保存することができることとしたこと。

- ① 1年以内ごとに1回、定期に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、保存しなければならないこと（新特化則第38条の21第7項関係）。
- ② 空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと（新特化則第38条の21第8項関係）。
- ③ 空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録して、保存しなければならないこと（粉じん則等改正省令による改正後の粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）第6条の4第3項関係）。

3 施行日

再改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。ただし、上記(3)（e - 文書省令（電磁的記録による作成及び保存）関係）については、令和3年4月1日から施行することとしたこと。

第2 留意事項

1 特化則等改正省令附則第2条（経過措置期間中の測定結果等の記録及び保存）関係

溶接ヒュームの濃度の測定結果について、経過措置期間前（具体的には令和3年4月1日前）に当該測定を実施した場合であっても、結果を記録し、及び保存することが重要であること。

2 特化則等改正省令附則第3条（呼吸用保護具の適切な装着の確認）関係

呼吸用保護具の適切な装着の確認（以下「フィットテスト」という。）については、令和5年4月1日から適用することとなるが、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における労働者に使用させる呼吸用保護具の選択（新特化則第38条の21第6項）については、特化則等改正省令附則第3条の規定のとおり、令和4年4月1日から適用するものであること。

なお、「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について」（令和2年7月31日付け基発0731第1号。以下「マスク告示施行通達」という。）の第2の3（1）ウにおいて「本項に規定する呼吸用保護具の適切な装着の確認は、フィットファクタの精度等を確保するため、十分な知識及び経験を有する者が実施すべきであること。」とあるが、フィットテストの実施者に対する教育実施要領については、別途示す予定であること。

第3 その他

関係通達の改正

マスク告示施行通達のうち、第2の4（3）「防じんマスクの選択、使用等について」（平成17年2月7日付け基発第0207006号）の第1の2（2）中最後に改行し「ただし、特化則第38条の21第6項で規定する金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、同項の規定に基づき当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる場合にあつては、この限りでないこと。」を加える。」を削除すること。

神勞発基 0204 第 3 号
令和 3 年 2 月 4 日

関係機関の長 殿

神奈川労働局長
(公印省略)

特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について

労働衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

金属アーク溶接等作業に伴い発生する溶接ヒュームが第二類特定化学物質に指定されることとなり、関係政省令が一部の規定を除き、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとされました。

この度、令和 3 年 1 月 26 日付け基発 0126 第 2 号により厚生労働省労働基準局長から、別添のとおり特定化学物質予防規則等の再改正に関する通達が発出されました。

これにより、呼吸用保護具の適切な装着の確認（フィットテスト）について、経過措置が令和 5 年 3 月 31 日まで延長となったほか、溶接ヒューム濃度の測定結果を電磁的記録による保管が可能となりました。

詳細な内容については別添通達及び同封の「特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令案について」のとおりですので事業場等に対して改正内容の周知にお願い申し上げます。

担当 神奈川労働局労働基準部 健康課
地方労働衛生専門官 田代 克也
〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57
横浜第二合同庁舎8階
電話 045-211-7353

特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する
省令等の一部を改正する省令案について

令和2年11月18日

労働基準局安全衛生部化学物質対策課

改正概要

1 **【特化則等改正省令附則第2条の改正】 経過措置期間に測定した結果等の記録及び保存**

令和4年3月31日までに実施した、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場の空気中の溶接ヒュームの濃度を測定した結果等について、記録及び保存を義務付けること。

2 **【特化則等改正省令附則第3条の改正】 呼吸用保護具の装着の確認**

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場における労働者に使用させる呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認について、令和4年4月1日から義務付ける予定を令和5年4月1日に延期すること。

3 **【e-文書省令の改正】 電磁的記録による作成及び保存**

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）において定める測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録による作成及び保存をすることができることとする。

※特化則等改正省令…特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号）
e-文書省令…厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）

1【特化則等改正省令附則第2条の改正】経過措置期間に測定した結果等の記録及び保存

○ 前回改正（令和2年厚生労働省令第89号（令和2年4月22日公布。令和3年4月1日施行予定。））

【本則】

- (1) 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、空气中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと。
(特化則第38条の21第2項関係)
- (2) (1)の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を記録し、保存しなければならないこと。
(特化則第38条の21第8項関係)

【附則】

- (1) 本則(1)の適用について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、令和4年3月31日までに、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、空气中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと。
- (2) 本則(2)の適用について、令和4年3月31日までの間は適用しないこと。

経過措置期間（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間）に測定した結果等の記録及び保存がされないおそれがある。

○ 今回改正

経過措置期間に測定した結果等（附則（1））について、必要な事項を記録し、保存することとする。

※記録する事項は、第38条の21第8項（測定日時、測定方法、測定結果等）に同じ。

※記録及び保存された測定結果等は、経過措置期間後、有効な呼吸用保護具の選択に使用。
(特化則第38条の21第6項関係)

2【特化則等改正省令附則第3条の改正】呼吸用保護具の装着の確認

○ 前回改正（令和2年厚生労働省令第89号（令和2年4月22日公布。令和3年4月1日施行予定。））

【本則】

1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認しなければならないこと。
(特化則第38条の21第7項関係)

【附則】

上記について、令和4年3月31日までの間は適用しないこと。

大臣告示（※）において、日本産業規格（JIS）T8150に定める方法を引用している。

※ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号）

第3条 特化則第38条の21第7項の厚生労働大臣が定める方法は、同条第6項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用する労働者について、**日本産業規格T8150（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法**又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下この項及び次項において「フィットファクタ」という。）を求め、当該フィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。

当該規格は現在、改正作業中。

公示は当初令和2年度中の予定であったが、令和3年度になる見込みであり、改正後の当該規格に基づく呼吸用保護具の装着の確認への対応に準備期間が必要。

○ 今回改正

上記経過措置について延期し、令和5年3月31日までの間は適用しないこととする。

3 【e-文書省令の改正】 電磁的記録による作成及び保存

○ 前回改正

【改正省令】

- (1) 空気中の溶接ヒュームの濃度の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を**記録**し、**保存**しなければならないこと。
(特化則第38条の21第8項関係)
- (2) 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を**記録**し、**保存**しなければならないこと。
(特化則第38条の21第7項関係)
- (3) 空気中の粉じんの濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定を行ったときは、その都度、必要な事項を**記録**して、**保存**しなければならないこと。
(粉じん則第6条の4第3項関係)



○ 今回改正

上記省令において定める測定結果等の記録及び保存について、書面に代えて電磁的記録による作成及び保存をすることができることとする。

具体的には、e-文書省令の別表中に、上記(1)～(3)の規定を追加することとする。

施行期日等

公布日：令和3年1月（予定）

施行期日：公布の日

（ただし、改正概要3（電磁的記録による作成及び保存）は令和3年4月1日）（予定）